

# 地域活性化の現状と今後の課題

内閣官房 地域活性化統合事務局

内閣参事官 青木 由行

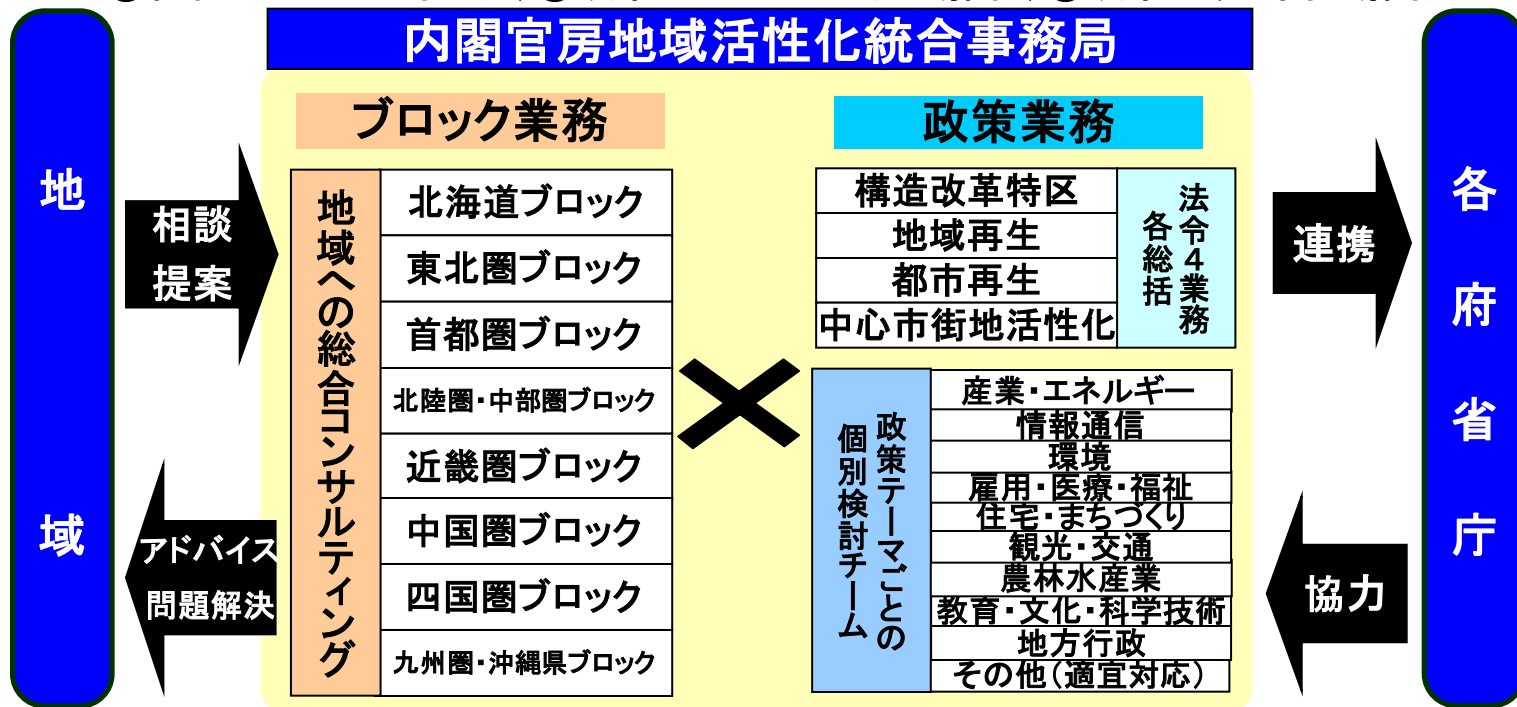
# 政府一体となった地域活性化の取組

## 地域活性化支援のコーディネータ役

①総合コンサルティング、②政策のボトルネックの解消、③政策のすき間の解消

(H19.10～)

- ・地域活性化統合本部会合
- ・地域活性化統合事務局



**[都市再生]**

H13.5 都市再生本部設置  
H14.6 都市再生特別措置法施行

- ・都市再生プロジェクトの推進
- ・民間都市開発投資の促進
- ・全国都市再生の推進

**[構造改革特区]**

H14.7 構造改革特区推進本部設置  
H14.12 構造改革特別区域法施行

- ・構造改革特区計画の認定により、地域の特性に応じた規制の特例措置を推進

**[地域再生]**

H15.10 地域再生本部設置  
H17.4 地域再生法施行

- ・地域の自主的・自立的な取組を国が地域再生計画を認定し、交付金等により支援

**[中心市街地活性化]**

H18.8 中心市街地活性化本部設置  
H18.8 改正中心市街地の活性化に関する法律等を施行

- ・中心市街地活性化計画の認定により、中心市街地における都市機能の増強と経済活力の向上を支援

### 事務局を全国8つの地域ブロック体制中心に再編(H22.4～)

- ・全国8ブロックごとの担当次長の設置(H22.4～)
- ・市区町村担当職員の設置(H22.4～)
- ・市区町村長宛メールマガジンの配信(H22.5～)
- ・地域活性化応援隊(職員及び地域活性化伝道師)の派遣(H19.3～)
- ・全国8ブロックごとの担当参事官及び地方連絡室(一元的な相談窓口)の設置(H20.2～)

### 「環境モデル都市」の選定・支援(H20～)

平成20年7月22日に6都市、平成21年1月23日に7都市を選定。また、184団体が低炭素都市推進協議会に参画。

### 「国際金融拠点機能強化プラン」の策定・推進(H20～)

### 平成21年度補正予算に基づく取組

- 地域活性化・経済危機対策臨時交付金(1兆円)
- 地域活性化・公共投資臨時交付金(約1.3兆円)
- 地域活性化・きめ細かな臨時交付金(0.5兆円)

### 新成長戦略(H22.6.18閣議決定)

- ・「総合特区制度」の創設
- ・「環境未来都市」構想
- ・大都市の成長戦略の策定 等

# I . 都市再生施策

# 都市再生の取組

都市再生本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:全閣僚)H13年5月8日設置(閣議決定)

※都市再生特別措置法により法律に位置付け(H14年6月1日)

第1回会合:H13年5月18日 ~ 第24回会合:H21年4月21日(第19回以降は「地域活性化統合本部会合」として開催)

## 都市再生プロジェクトの推進

- 解決を図るべき都市の課題に関する具体的な行動計画
- 関係省庁、地方公共団体、関係民間主体等が参加・連携し総力を挙げて取り組む
- 各課題に応じて必要な手法・手段を活用(実現手段の限定なし)
- これまでに23プロジェクトを決定・推進(第1次決定H13年6月～第13次決定H19年6月)

※最新のプロジェクト決定  
「国際金融拠点機能の強化に向けた都市再生の推進」

## 民間都市開発投資の促進

民間都市開発投資促進のための緊急措置(H13年8月本部決定)

都市再生特別措置法の制定  
(H14年6月1日施行)

## 都市再生緊急整備地域

- 地方公共団体の申し出に基づき国が指定
- 65地域(約6,612ha)  
(第1次指定H14年7月～第6次指定H19年2月)

※最新の指定: 第6次指定  
浜松駅周辺地域(40ha)  
難波・湊町地域(31ha→36ha)

## 「稚内から石垣まで」 全国の都市再生の推進

全国都市再生のための緊急措置  
～稚内から石垣まで～(H14年4月本部決定)

全国都市再生モデル調査(15～19年度)

- 地域の知恵とチャレンジに対する支援
- H15年度:171件、H16年度:162件、  
H17年度:156件、H18年度:159件、  
H19年度:157件

「まちづくり交付金」創設(16年度)

- 都市再生特別措置法改正、都市再生基本方針改定
- H16年度新規 355地区
- H17年度新規 385地区
- H18年度新規 362地区
- H19年度新規 254地区
- H20年度新規 163地区
- H21年度新規 187地区

## 「都市再生の担い手」について(H18年7月本部決定)

自治会、町内会など地縁による団体、商店会、NPO、大学、開発事業者、企業・企業コミュニティなど、様々な担い手による都市再生活動が全国で進展

担い手・担い手支援機関の連携強化、活動促進、位置づけの明確化等

地域力の向上

# 都市再生プロジェクトの推進

(13年6月の1次決定から19年6月の13次決定まで23プロジェクトを逐次決定し推進)

## 決定されている都市再生プロジェクトの例

### 【安全・安心】

- ・密集市街地の緊急整備
- ・都市の安全・安心の再構築(防犯対策等とまちづくりの連携協働)

### 【環境】

- ・ゴミゼロ型都市への再構築(大都市圏)
- ・地球温暖化・ヒートアイランド対策

### 【国際拠点】

- ・国際交流・物流機能強化(大都市圏 港湾・空港)
- ・国際金融拠点機能の強化に向けた都市再生の推進

# 「都市再生」による民間投資の促進〔都市再生緊急整備地域〕

## 都市再生緊急整備地域

65地域 6,612ha 指定

民間投資見込み **約12兆円**

⇒ 経済効果 **約23兆円**

◆ プロジェクト全体での民間投資見込み  
…約12兆円

◆ 同経済効果…約23兆円

### ◆進捗状況(21年10月)

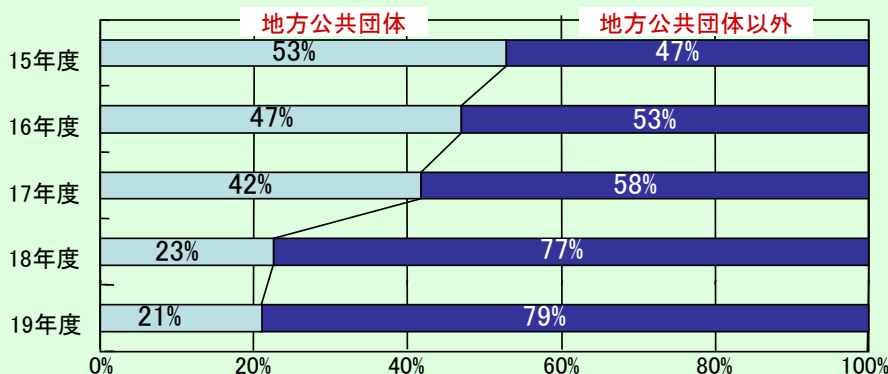
約6兆円	約3兆円	約2兆円	約1兆円
21年度末までの投資分	22年度以降の投資分(事業着手済)	3年以内に着手予定	それ以降に着手予定

# 「稚内から石垣まで」全国の都市再生の推進〔全国都市再生モデル調査〕

## 地域の知恵とチャレンジに対する支援策として、15年度より19年度まで実施

- ・テーマや実施主体の限定をせず、各省庁の所管の枠にとらわれない提案を募集
- ・実践的活動、実験的手法や、多様な担い手との連携・協働を重視して選定
- ・15～19年度で、2,827件の提案から、805件を選定(15年度171件、16年度162件、17年度156件、18年度159件、19年度157件)
- ・各年度10億円(1件あたり約600万円)の調査費用を支援

### ◆ 民間による都市再生活動の担い手が拡大



### ◆ 多様な担い手の連携・参画により、新たな知恵と力が結集

- (例)・町内会、自治会 ・商店会、TMO ・NPO、ボランティアグループ  
・高齢者、リタイア層 ・大学、学生、留学生 ・企業・企業コミュニティ 等

### ◆ 単なる一過性の調査に終わらない、継続的な活動・事業の担い手の広がり発展。展開例の一つとして、H15～18年度実施調査(648件)の約3割にあたる183件が「まちづくり交付金」による事業へと本格展開



※ 件数と総事業費の合計は重複を除いた数値。  
※ 総事業費は、196地区のまちづくり交付金採択地区の事業費合計であって、モデル調査の成果以外の事項も含む。

# 都市再生関連施策について

## 都市再生本部

### 都市再生基本方針

#### 民間の活力を中心とした都市再生

都市再生緊急整備地域(地域整備方針)  
(65地域 6,612ha)

##### 都市計画等の特例

- ・都市再生特別地区  
(既存の用途地域等に基づく規制を適用除外)(49計画)
- ・都市計画提案制度
- ・都市再生事業に係る認可等の特例  
(都市計画決定からすみやかに事業のための事業認可を決定)

##### 大臣認定

民間都市再生事業計画(36計画)

##### 民都機構による支援

- ・無利子貸付
- ・出資・社債等取得
- ・債務保証

##### 税制特例

- ・割増償却
- ・固定資産税・都市計画税の軽減
- ・不動産取得税の軽減 等

歩行者ネットワーク協定  
(都市再生歩行者経路協定)

#### 公共施設整備と民間活力の連携による全国都市再生

都市再生整備計画

まちづくりを財政的に支援  
・交付金  
(677市町村、1,083地区)

都市再生機構による支援  
・都市再生整備計画の受託の本来業務化

##### 大臣認定

民間都市再生整備事業計画  
(23計画)

##### 民都機構による支援

- ・出資等

##### 税制特例

- ・割増償却
- ・不動産取得税の軽減 等

まちづくり会社等への無利子貸付

歩行者ネットワーク協定  
(都市再生整備歩行者経路協定)

# 都市再生緊急整備地域 (65地域 6,612ha)

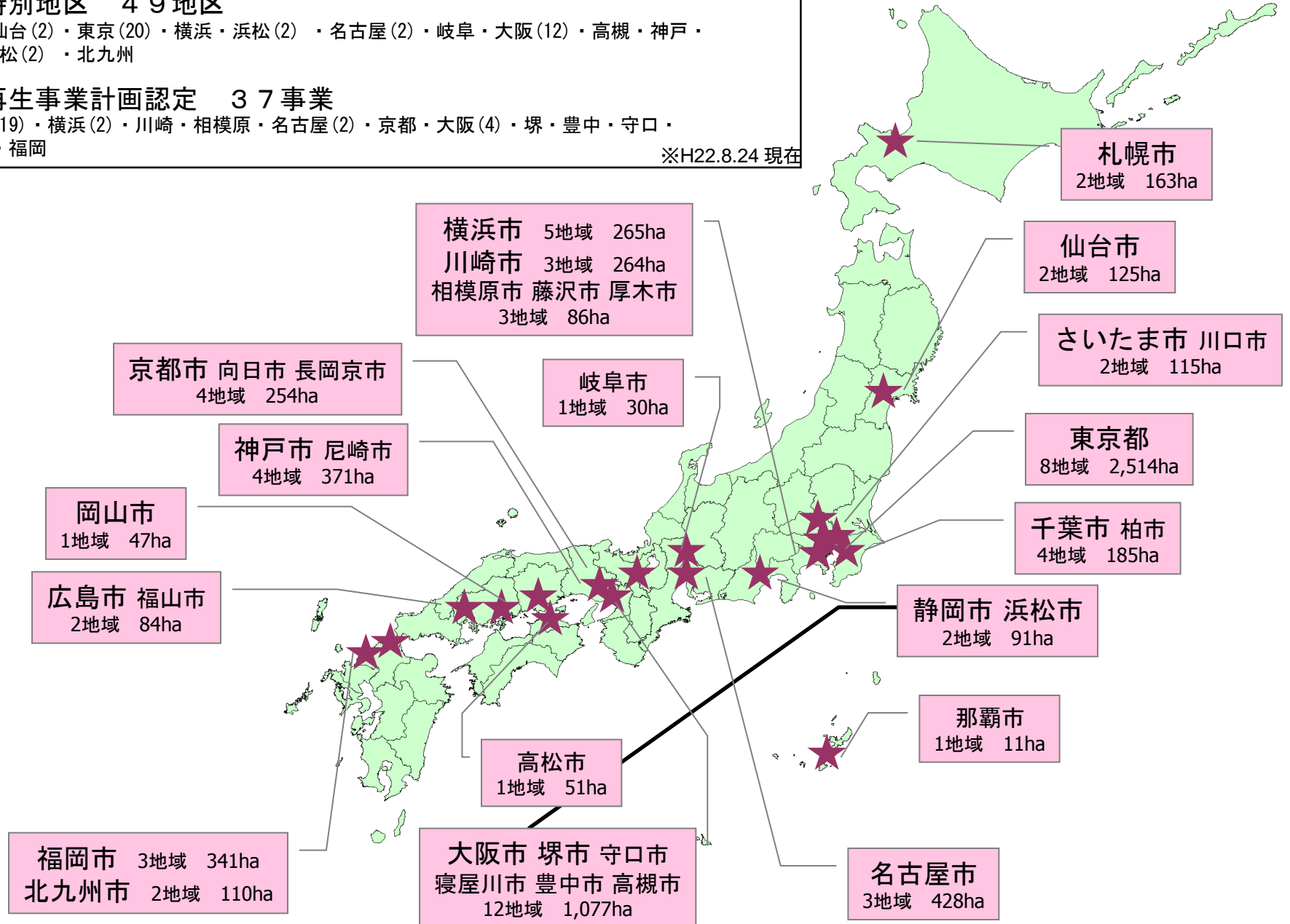
## 都市再生特別地区 49地区

札幌(2)・仙台(2)・東京(20)・横浜・浜松(2)・名古屋(2)・岐阜・大阪(12)・高槻・神戸・  
広島(2)・高松(2)・北九州

## 民間都市再生事業計画認定 37事業

川口・東京(19)・横浜(2)・川崎・相模原・名古屋(2)・京都・大阪(4)・堺・豊中・守口・  
神戸・高松・福岡

※H22.8.24 現在





# 都市再生緊急整備地域内の都市計画の特例

都市再生緊急整備地域においては、都市再生事業に係る都市計画の提案制度、都市再生事業に係る認可等の特例が受けられるほか、都市再生特別地区が定められている場合においては、当該地区内では容積率制限の緩和等の措置が講じられる。

## 都市再生特別地区における特例

都市再生特別地区では、容積率制限、用途規制の緩和等の特例措置が講じられる。

建築制限の種類	都市再生特別地区における取扱い
容積率制限 (建築基準法 § 52)	都市再生特別地区の都市計画で定める数値を適用
用途規制 (建築基準法 § 48)	都市再生特別地区の都市計画で定める誘導すべき用途については適用除外
特別用途地区内の用途規制 (建築基準法 § 49) 等	

## 全国49地区(平成22年8月1日現在)

札幌市(2)、仙台市(2)、東京区部(20)、横浜市(1)、浜松市(2)、名古屋市(2)、岐阜市(1)、大阪市(12)、高槻市(1)、神戸市(1)、高松市(2)、広島市(2)、北九州市(1)

## 都市計画の提案制度

都市計画決定権者は、提案が行われた日から6ヶ月以内に、提案を踏まえた都市計画の決定等に関する処理を行わなければならない。

### 提案数40地区(全国19地域)

<提案の内容> (平成20年3月31日時点)

- ・都市再生特別地区……………22件
- ・地区計画(再開発等促進区)……………8件
- ・都市計画道路……………6件
- ・市街地再開発事業……………4件
- ・都市計画広場……………2件
- ・高度利用地区……………1件
- ・土地区画整理事業……………1件

(計44件すべて都市計画決定済み。)

※1地区につき複数件提案している場合もある。

## 認可等の特例

都市計画の提案から6ヶ月以内の決定の判断

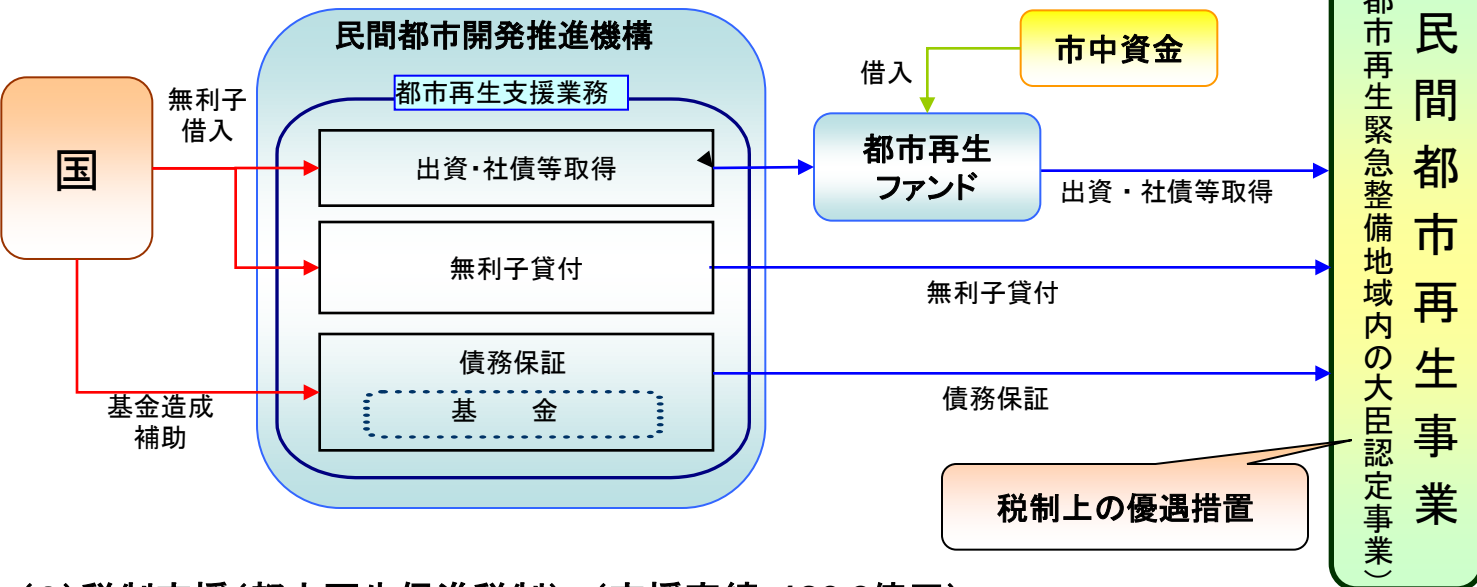
都市計画決定と事業認可の手続きを並行可能とし、期間を短縮



# 認定民間都市再生事業に係る支援措置

都市再生緊急整備地域内で、国土交通大臣認定を受けた民間都市再生事業に対して、出資・社債取得等の金融支援及び税制支援を行う（平成22年8月24日現在、37件を認定済み）。

## (1) 金融支援（支援実績：964.1億円）



### ●金融支援の事例



南青山1丁目団地  
建替プロジェクト  
(出資・社債等取得業務)



三宮駅前第1地区  
都市再生事業  
(無利子貸付業務)



高松丸亀町商店街民間都市再生事業  
(出資・社債等取得業務)

民間都市再生事業  
(都市再生緊急整備地域内の大臣認定事業)

税制上の優遇措置

## (2) 税制支援（都市再生促進税制）（支援実績：186.2億円）

### ①認定事業者に係る特例措置

- 所得税・法人税 : 5年間5割増償却
- 登録免許税 : 建物の保存登記について本則4/1000を3/1000に軽減
- 不動産取得税 : 土地・建物について課税標準を5分の1控除
- 固定資産税・都市計画税 : 公共施設等（駐車場等を除く）について課税標準を5年間2分の1に軽減

### ②認定事業に協力する従前地権者に係る特例措置

- 所得税・法人税・個人住民税 : 課税繰延・軽減税率

### ●税制支援の事例



UDXビル  
(秋葉原3-1街区)



東京ミッドタウン  
プロジェクト  
(六本木)

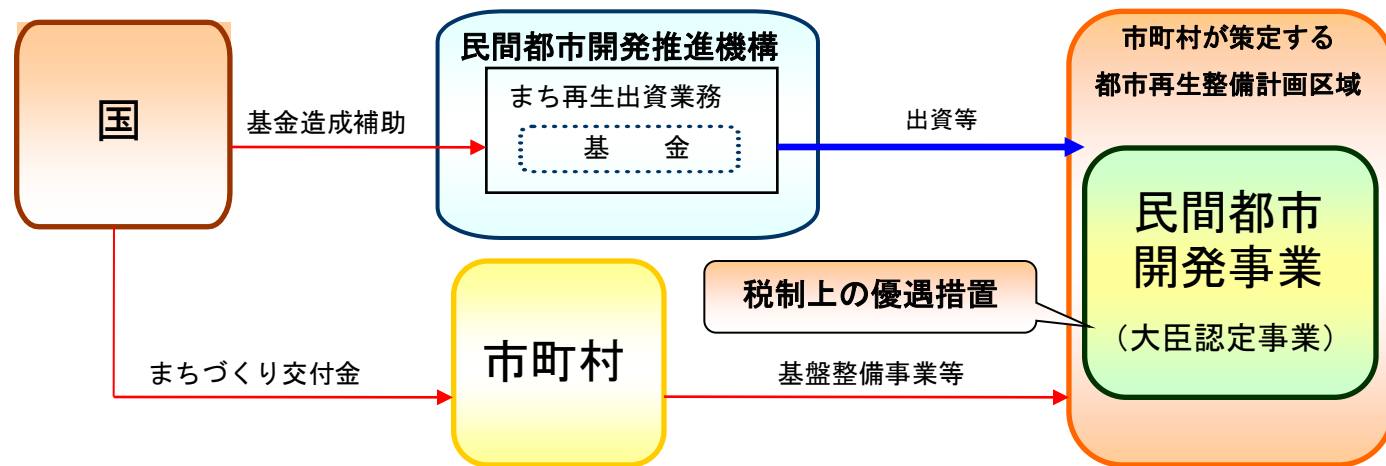
適用実績  
(減税額:  
百万円)  
※H21年度  
まで

適用実績 (減税額: 百万円) ※H21年度 まで	①認定事業者					②従前地権者
	所得税 法人税	登録免許 税(建物)	不動産取得税 (土地)	不動産取得税 (建物)	固定資産 税	都市計画 税
	15046.1	328.9	71.4	2466.8	595.6	115.8
						0

# 認定民間都市再生整備事業に係る支援措置

都市再生整備計画の区域内において、市町村の作成した都市再生整備計画に記載された事業と連携して施行される国土交通大臣の認定を受けた民間都市開発事業に対して、金融支援や税制支援を行う（平成22年4月1日現在、23件を認定済み）。

## (1) 金融支援(支援実績:160.4億円)



●各種支援の事例

豊田市駅前通南地区第一種市街地再開発事業

仙台共同ビル

## (2) 税制支援(まち再生促進税制) (支援実績:2.7億円)

### ①認定整備事業者に係る特例措置

- 所得税・法人税 : 5年間5割増償却
- 登録免許税 : 土地の移転登記について本則10/1,000を8/1,000に軽減  
建物の保存登記について本則4/1,000を3/1,000に軽減
- 不動産取得税 : 土地・建物について課税標準を5分の1控除（まち再生出資を受けたものに限る）

### ②認定整備事業に協力する従前地権者に係る特例措置

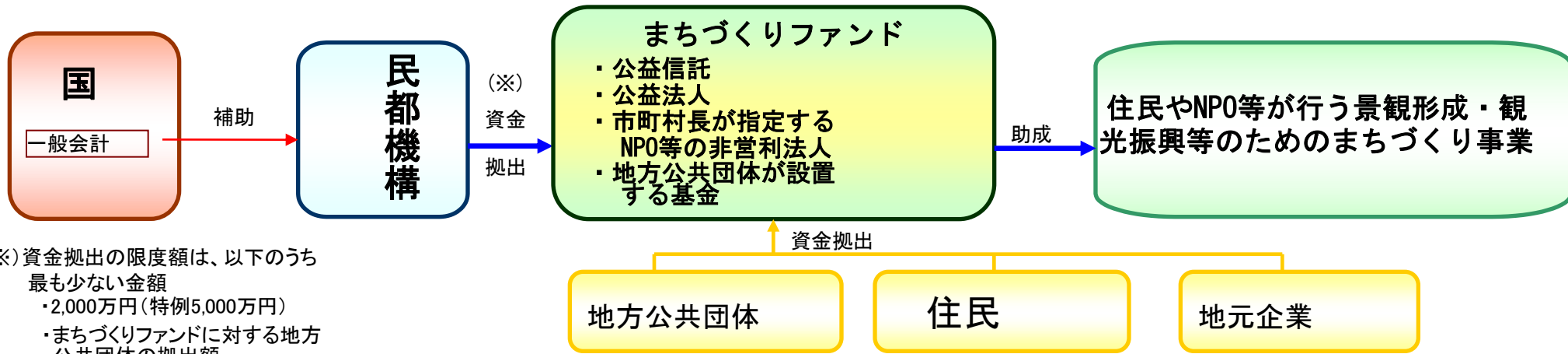
- 所得税・法人税・個人住民税 : 課税繰延・軽減税率
- 登録免許税 : 土地の移転登記について軽減
- 不動産取得税 : 土地・建物について課税標準を5分の1控除（まち再生出資を受けたものに限る）

適用実績  
(減税額:百万円)  
※H21年度まで

①認定整備事業者					②従前地権者			
所得税 法人税	登録免許 税(土地)	登録免許 税(建物)	不動産取得 税(土地)	不動産取得 税(建物)	所得税、法人税 個人住民税	登録免 許税	不動産取得 税(土地)	不動産取得税 (建物)
101.6	0.8	25.4	0	144.7	0	0	0.1	0.6

# 住民参加型まちづくりファンド支援業務(平成17年度～)

- 地域の資金を地縁により調達し、これを景観形成・観光振興等のまちづくりへ誘導するため、住民参加型まちづくりファンド(公益信託・公益法人・市町村長が指定するNPO等の非営利法人・地方公共団体が設置する基金)に対して、資金拠出による支援を行う。
- 地域住民、地元企業等が自らの地域の再生のため、資金を拠出してファンドを組成しまちづくりを支援しようとする先駆的な取り組みが見られ始めており、こうした地域の資金を地縁により調達する手法の充実を図ることにより、地域の個性と工夫に満ちた全国都市再生を推進する。



(※) 資金拠出の限度額は、以下のうち最も少ない金額  
 ・2,000万円(特例5,000万円)  
 ・まちづくりファンドに対する地方公共団体の拠出額  
 ・まちづくりファンドの総資産額の1/3

## 実績 (平成21年3月末現在)

累計76件 実績額 24億円

根拠法令 民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条第1項第6号



### ○その他の支援事例

公益信託世田谷まちづくりファンド (5千万円)、 公益信託能登町エンデバーファンド21 (2千万円) 等

### ◀ (財)京都市景観・まちづくりセンター

支援時期 : 平成18年3月

支援金額 : 5千万円

対象事業 : 京都の歴史及び文化の象徴であり、良好な街並み景観を形成する京町家の保全・再生に関する事業

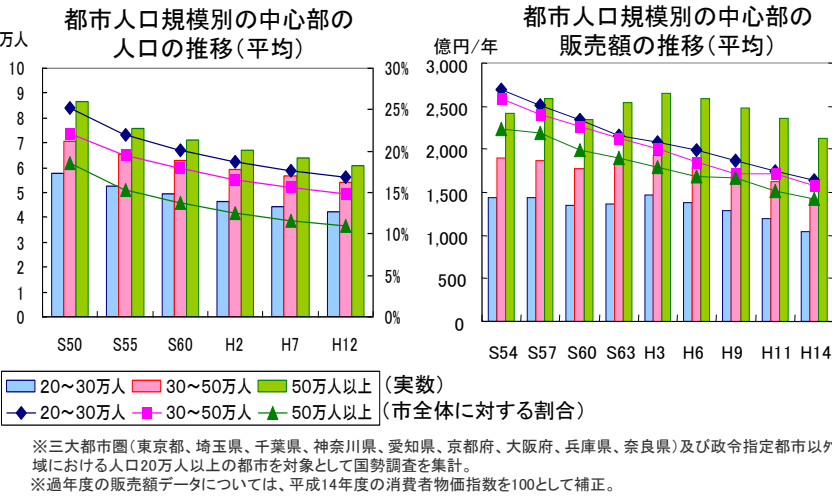
## II. 中心市街地活性化施策



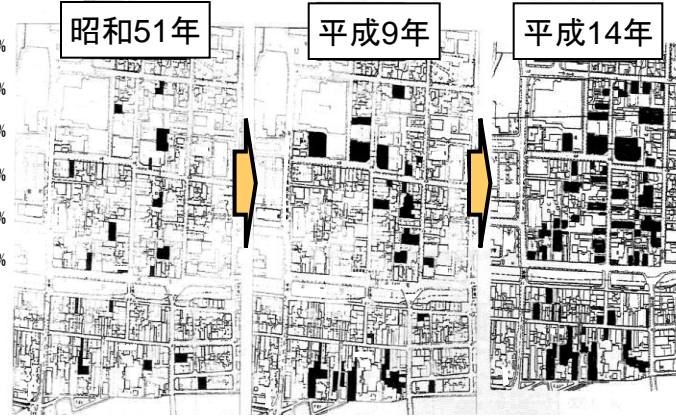
# 中心市街地をとりまく現状

- 中心市街地をとりまく現状は、全体として依然厳しい傾向。居住人口、商業販売額が減少。
- 大規模商業施設は、工場跡地や郊外立地が増加。病院や社会福祉施設等も、郊外立地(市街化調整区域等)が増加。

## 中心市街地の居住人口や販売額は減少



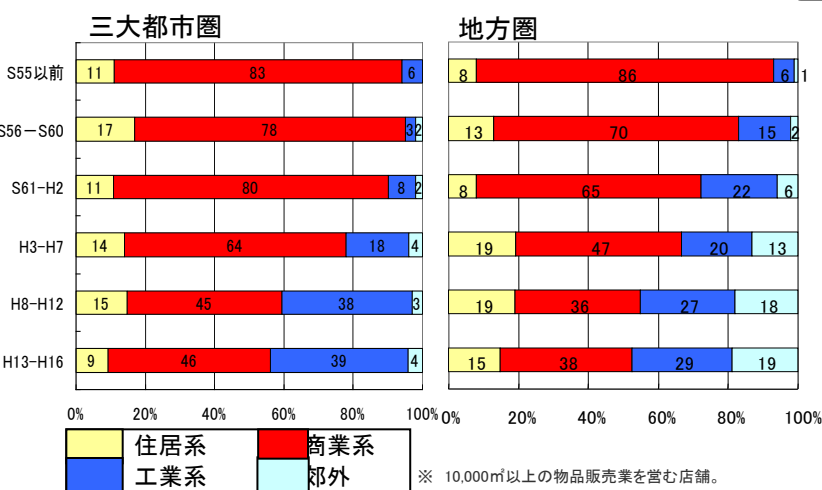
## 中心市街地の空き地等が増加



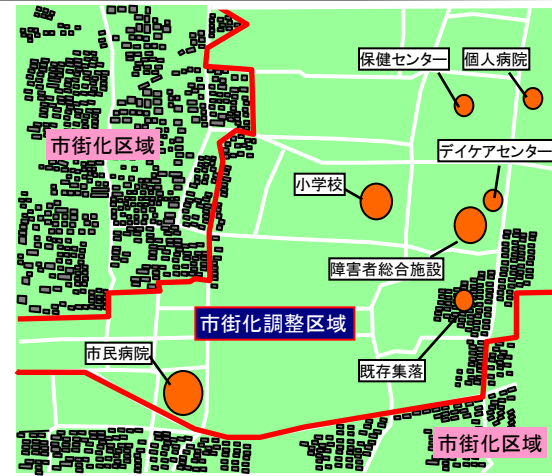
## 「シャッター通り」となった商店街



## 大規模店舗の立地状況



## 公共公益施設の郊外化のイメージ



## 取組等の現状

**旧法の基本計画策定市町村へのアンケート**

- ・ 行政が自ら基本計画の実現に取り組んでいる地区※は少数(136地区、全体の22%)。
- ・ こうした取組が成果を挙げている地区はさらに僅か(38地区、全体の6%)。

※ 地権者との意思疎通や市民合意の形成、中心市街地での公共施設整備などに取り組んでいる地区

**小売店舗等に関する世論調査**

- ・ 中小小売店の満足度は、「満足」「やや満足」は合わせて40%で、大型店(73%)に比べ低い。
- ・ 中小小売店への不満は、「品揃えの悪さ」「一度にいろいろ買えない」等

# 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律の概要

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地の活性化に関する基本理念の創設、市町村が作成する基本計画の内閣総理大臣による認定制度の創設、支援措置の拡充、中心市街地活性化本部の設置等の所要の措置を講ずる。

## 1. 「中心市街地の活性化に関する法律」へ題名変更

## 2. 基本理念・責務規定の創設

- 中心市街地活性化についての基本法的性格を踏まえ**基本理念**を創設
- 国、地方公共団体及び事業者の**責務規定**を創設

## 3. 国による「選択と集中」の仕組みの導入

- **中心市街地活性化本部**（本部長：内閣総理大臣）の創設
  - ↳ 基本方針の案の作成、施策の総合調整、事業実施状況のチェック&レビュー 等
- 基本計画の**内閣総理大臣の認定制度**
  - ↳ 法律、税制の特例、補助事業の重点実施 等

## 4. 多様な関係者の参画を得た取組の推進

- 多様な民間主体が参画する**中心市街地活性化協議会**の法制化

※ 「**特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法**」の廃止

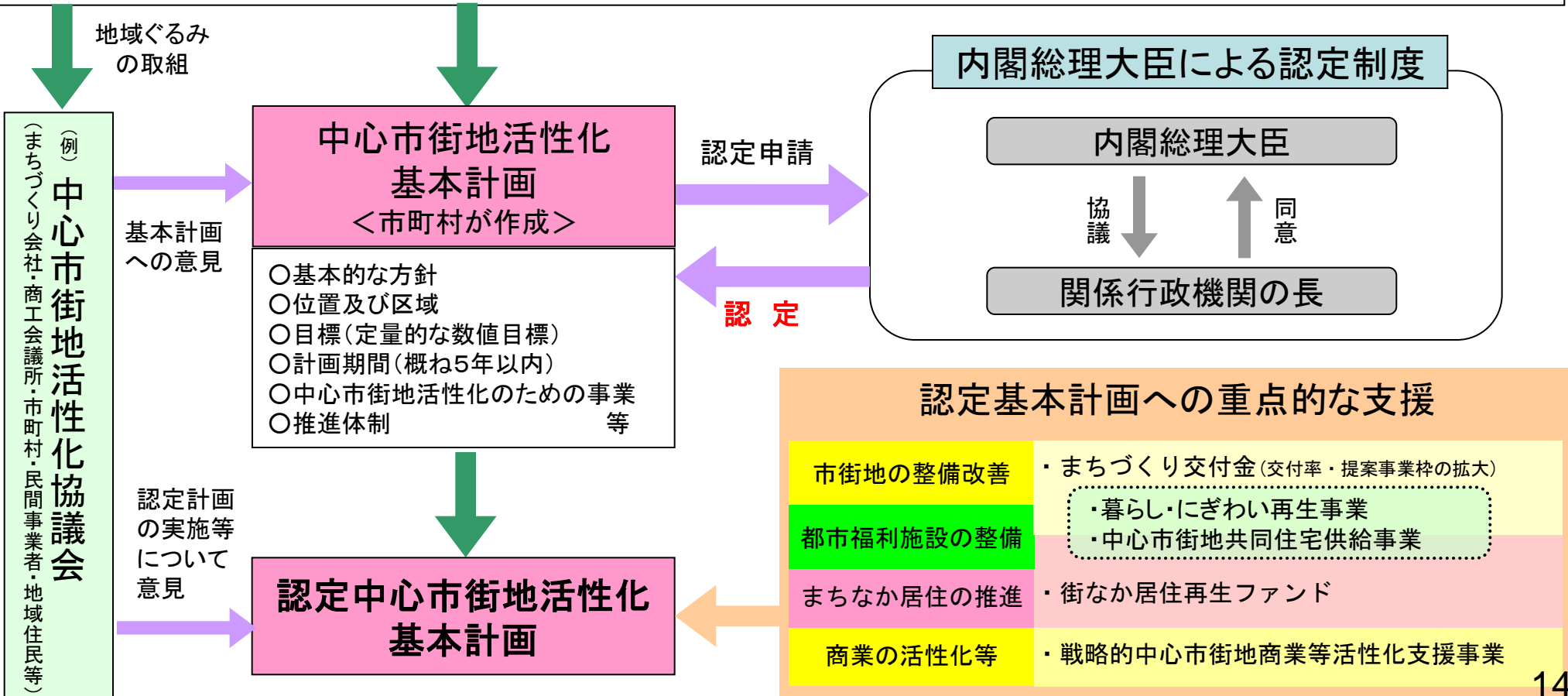
# 改正中心市街地活性化法の概要

【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。

【基本理念】 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。

## 基本方針

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:全閣僚)が案を作成し、閣議決定





# 中心市街地活性化協議会の概要

## 協議会の役割

- ・市町村が作成する基本計画、認定基本計画の実施等について、市町村に意見を述べることができる。  
(法第15条第9項)
- ・市町村が基本計画を作成する際の意見聴取 (法第9条第4項)
- ・民間事業者が事業計画を作成する際の協議 (法第40条第1項)

## 協議会のしくみ

### 設置者(必須構成員)

#### 【都市機能の増進】

- ・中心市街地整備推進機構  
又は
- ・良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社(まちづくり会社)

#### 【経済活力の向上】

- ・商工会又は商工会議所  
又は
- ・商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された公益法人又は特定会社

#### 中立的な立場で協議会に参加

- ・協議により規約を定め、共同で協議会を組織
- ・協議会を組織した旨を公表

### 任意構成員

(事業者のみ)  
協議会を組織  
するよう要請

参加  
要請

参加の  
申出

- ・当該中心市街地において市町村が作成する基本計画に記載された事業(改正中活法第9条第2項第4号から第8号までに規定する事業)を実施しようとする事業者
- ・認定基本計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
- ・当該中心市街地をその区域に含む市町村  
(デベロッパー、商業関係者、地権者、市町村等)

# 中心市街地活性化基本方針の概要

○ 政府が実施すべき施策とともに、基本計画の認定基準や実施状況についての評価等、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針を、中心市街地活性化本部で作成し、平成18年9月8日に閣議決定した。

## I. 中心市街地の活性化の意義及び目標

- ・人口減少、少子高齢社会を迎えている中で、高齢者にも暮らしやすいコンパクトなまちづくり
- ・環境負荷の小さなまちづくりにもつながる

## II. 中心市街地の活性化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

### ○政府における推進体制の整備

(本部において、施策の企画・立案、総合調整、進捗状況の把握。関連施策・各府省の緊密な連携、地方支分部局での適切な助言。等)

○認定を受けた基本計画の取組に対する重点的な支援、認定と連携した支援措置の創設・充実

### ○基本計画の認定基準

基本方針に適合するものであること など

- ・定量的な数値目標を設定〔人口、歩行者通行量、事業所数、年間小売販売額など〕
- ・計画期間は、概ね5年以内を目安とする。

### ○基本計画の実施状況についての評価の実施等

- ・進捗状況の把握
- ・認定計画に係る予算、配分額、実績額等の把握、政府全体の施策の実施状況の評価

## III. 中心市街地の位置及び区域

### ○中心市街地の要件、数など

- 原則的には1市町村に1区域。地域の実情により、複数存在する場合も考えられる。

## IV. ～VIII. 各種事業等の推進

(市街地整備、教育・医療・福祉等都市福利施設の整備、街なか居住の推進、商業の活性化 など)

## IX. IV. からVIII. までの事業等の総合的かつ一体的推進

### ○推進体制の整備

- 市町村の行政担当部局の連携。中心市街地活性化協議会の設置。(事業の実施者に加え、地権者、地域住民、行政等多様な者の参画)

○基本計画に基づく事業・措置の一体的推進、住民等様々な主体の巻き込み

## X. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置

### ○都市機能の集積の促進の考え方

- 都市機能の無秩序な拡散を防止。認定に際しては、集積のための取組や周辺の開発状況等を踏まえ判断。

### ○都市計画手法の活用

- 集積促進のため、地区計画等を活用。地方都市では、準工業地域で大規模集客施設に係る特別用途地区等が決定される場合に認定。

## XI. その他中心市街地の活性化に関する重要な事項

- ・実践的、試行的な活動等により、厳選された事業による計画を策定。
- ・都道府県で、必要な体制整備。市町村との意見交換。市町村への支援、助言を実施。

# 中心市街地活性化に関する認定及び相談状況

(平成22年5月現在)

## ○認定状況

- ・ 97市、100件の基本計画を認定済。

平成19年2月8日	2件	富山県富山市、青森県青森市
5月28日	11件	岩手県久慈市、石川県金沢市、岐阜県岐阜市、広島県府中市、山口県山口市、香川県高松市、熊本県熊本市、熊本県八代市、大分県豊後高田市、長野県長野市、宮崎県宮崎市
8月27日	5件	北海道帯広市、北海道砂川市、千葉県千葉市、静岡県浜松市、和歌山県和歌山市
11月30日	5件	青森県三沢市、富山県高岡市、福井県福井市、福井県越前市、鳥取県鳥取市
12月25日	1件	鹿児島県鹿児島市
平成20年3月12日	8件	北海道滝川市、千葉県柏市、新潟県新潟市、静岡県藤枝市、兵庫県宝塚市、福岡県久留米市、宮崎県日向市、奈良県奈良市
7月9日	22件	北海道小樽市、青森県弘前市、青森県八戸市、岩手県盛岡市、秋田県秋田市、山形県鶴岡市、福井県大野市、長野県飯田市、岐阜県中津川市、愛知県豊田市、滋賀県大津市、兵庫県神戸市(新長田地区)、兵庫県尼崎市、兵庫県伊丹市、島根県松江市、愛媛県西条市、高知県四万十市、福岡県北九州市(小倉地区)、福岡県北九州市(黒崎地区)、長崎県諫早市、大分県大分市、大分県別府市
11月11日	13件	三重県伊賀市、北海道岩見沢市、北海道富良野市、山形県山形市、栃木県大田原市、群馬県高崎市、新潟県長岡市、新潟県上越市(高田地区)、山梨県甲府市、長野県塩尻市、鳥取県米子市、愛媛県松山市、熊本県山鹿市
平成21年3月27日	10件	岩手県遠野市、福島県白河市、静岡県静岡市(静岡地区)、静岡県静岡市(清水地区)、静岡県掛川市、愛知県名古屋市、滋賀県守山市、兵庫県丹波市、和歌山県田辺市、山形県酒田市
6月30日	6件	北海道稚内市、埼玉県川越市、愛知県豊橋市、滋賀県長浜市、福岡県直方市、佐賀県小城市
12月7日	9件	茨城県石岡市、福井県敦賀市、岐阜県大垣市、静岡県沼津市、大阪府高槻市、兵庫県姫路市、山口県下関市、長崎県大村市、熊本県植木町(植木町は平成22年3月23日に熊本市と合併)
平成22年3月23日	8件	青森県十和田市、宮城県石巻市、福島県福島市、長野県上田市、岡山県倉敷市、佐賀県唐津市、大分県佐伯市、沖縄県沖縄市

## ○相談状況

- ・ 上記以外に、現在約40の自治体が事前相談に来訪。

## Ⅲ. 構造改革特区制度及び地域再生制度

# 1. 構造改革特区制度とは

## 構造改革特区の制度趣旨

民間企業の経済活動や地方公共団体、NPOの取組等を妨げているような国の規制につき、地域を限定してこれらの規制を改革すること等により、構造改革を進め、地域の活性化を推進

規制の特例措置についての提案は、企業や地方公共団体、NPO、個人の方など、誰でも提案可能

### 構造改革特区制度の流れ(構造改革特別区域法)

#### <企業・地方公共団体・NPO等>

規制の特例について  
**提案**

(参考)特例措置成立後の流れ

<地方公共団体>

構造改革特別区域計画  
の作成・申請

<地方公共団体>

構造改革特別区域計画  
の実施

#### <国>

内閣官房と各省庁で折衝し、  
対応方針を特区本部決定※  
〔  
・地域を限定して特区で対応  
・全国的な規制改革で対応  
〕

※ 内閣総理大臣を本部長、全閣僚をメンバーとする構造改革特別区域推進本部にて決定。

構造改革特別区域計画  
の認定

評価・調査委員会による評価

特区で実施後、特段の問題がない  
ものは、速やかに**全国展開**

## 2. これまでの課題

制度創設(平成14年度)当初に比べ、近年は、提案件数・実現件数とも減少傾向に陥っていた



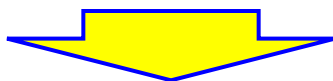
「抜本的な規制改革につながるような本来の特區制度の原点に立ち返ることが必要」と総括の上、我が国の成長力、地域の活力を高めるための変革を推し進める手立てとして、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)において、その積極的活用を位置付け

## 3. 緊急経済対策に基づく取り組み

### (1) 過去の提案等の徹底検証(平成21年12月～平成22年1月)

- これまでの構造改革特區提案で「対応不可」と整理された提案等を徹底検証
- 従来、実現が難しいとされた提案についても、新たな視点から、徹底的に見直して、政治のリーダーシップの下、再度調整

その結果、14件の提案を実現



### 主な成果(例)

#### 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験

一定要件を満たす搭乗型移動支援ロボット(例:セグウェイ)について、特区内の一定の公道において、必要な安全措置を講じた上で、実証実験を行うことを可能とする。

事務ベースでは前向き検討に止まっていたが、政務折衝により、実現に至った。

### 3. 緊急経済対策に基づく取り組み

#### (2) 新たな提案の臨時受付(平成21年12月～平成22年3月)

近年、構造改革特区への政治的モメンタムの低下と業務のルーチン化等に伴って提案実現件数が低迷し、提案件数自体も減少傾向に陥っていたところ、**制度本来の原点に立ち返って、より積極的な活用を図るべく、緊急経済対策に基づき、本年3月までの間、新たな特区提案について臨時受付**を行い、以下のように、**政治のリーダーシップをフルに発揮して、各省庁と徹底的に協議・折衝を実施。**

☆ **枝野大臣自らが**、各地方自治体の首長等に対し、**積極的な特区制度の活用を要請**  
(その結果、近年では最多の167件の提案を受付)

☆ **緊急経済対策**の趣旨に鑑み、関係省庁と、**これまで以上のスピード感**で折衝

☆ **我が国の成長力、地域の活力を高めるような提案**であるにもかかわらず、事務ベースでの調整では対応が困難とされていたものについて、**政務三役折衝**によって、**従来は突き破れなかった分野**も含めて、**前向きな回答**を実現



## 新たな提案の臨時受付による主な成果（例）

### 重度のALS患者の入院に対する医療保険と介護保険の併用の容認

当初、規制所管省庁の判断では対応不可であったが、現場の苦悩や患者・家族の負担の問題に添えるべく、政務折衝を行った結果、医療保険と介護保険の制度の壁を越えて、重度のALS（※）患者の入院に関し、一定の要件を付した上で利用者負担によるヘルパーの派遣等を認めるとともに、介護保険法に基づく地域支援事業等によるコミュニケーション支援を行うことが可能となった。

※ALS（筋萎縮性側索硬化症）：重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をもたらす神経変性疾患

### 自動車運搬用フルトレーラ連結長の規制緩和

現在、フルトレーラの連結長は19mまでに制限されているところ、特区において21mまで緩和することにより、積載効率が大幅に向上（+33%）したトレーラで、自動車工場と積出港の間等の公道を走行することが可能となり、輸送の効率化やCO2排出削減を実現する。

### 中国人観光客の所得要件の緩和、滞在期間の延長

中国人観光客の訪日個人観光に関し、ビザ発給に係る経済的要件の緩和や取扱在外公館の拡大等によるビザ取得の容易化を進め、現在は富裕層に限られている発給対象が、企業や政府機関の中堅幹部等の中間層にまで広がることとなり、より一層の受入促進が図られる。

# 特区の事例

## 日本のふるさと再生特区

(岩手県遠野市)



農業・都市農村交流  
関連

「どぶろく」の製造免許の要件緩和の特例を認めるなどして、地域資源、多彩な人材等を活用し都市との交流拡大を図るとともに、地域に根ざした新たな起業を促進する。

## 小豆島・内海町オリーブ振興特区

(香川県内海町)



農業関連

農業の担い手不足、地場産業の停滞する中、株式会社の農業経営参入の特例を活用し、地域資源であるオリーブを、加工する企業自らが町内の遊休農地を有効活用して栽培。町の活性化を図る。

※町名は認定時のもの

全国化済

## 太田外国語教育特区

(群馬県太田市)



教育関連

学習指導要領等の教育課程・基準によらない特例を活用して、大半の授業を英語で行うことにより、子どもたちが生きた英語や世界に通用する感性・国際感覚を身につけられる教育環境を構築する。

全国化済

## 富山型デイサービス推進特区

(富山県、富山市ほか)

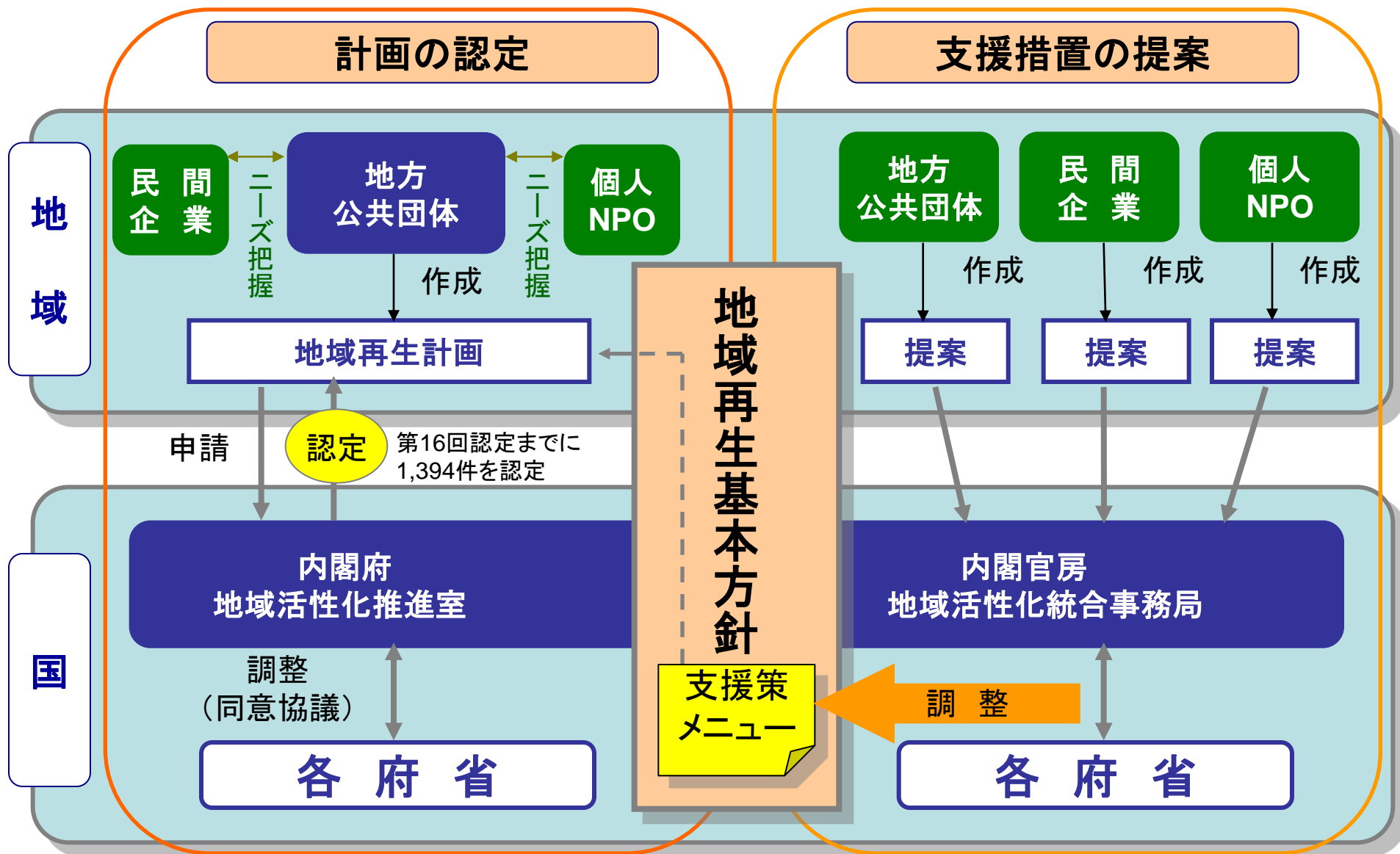


福祉関連

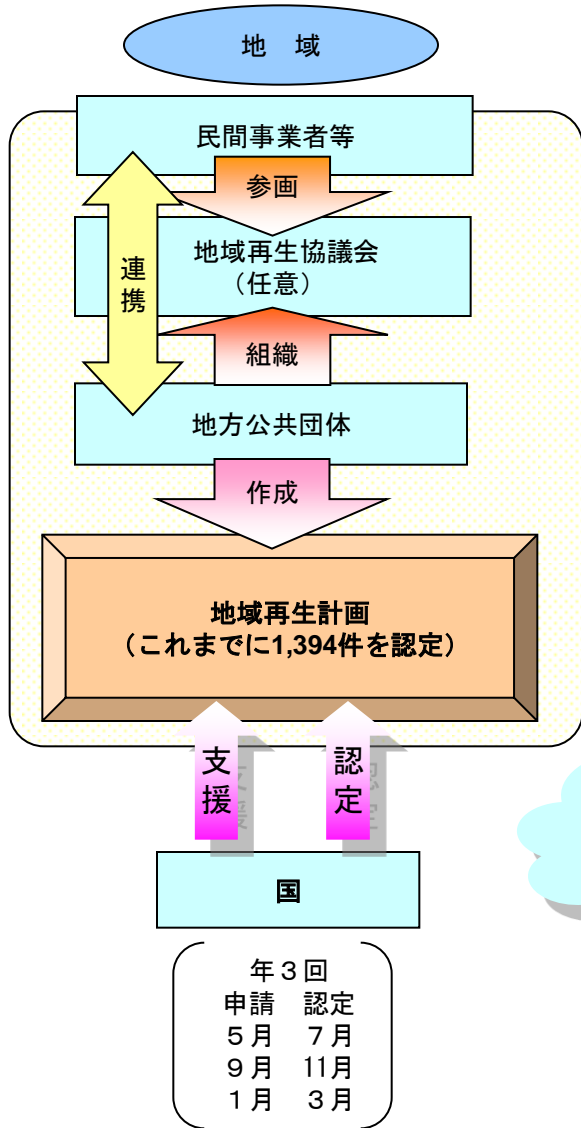
高齢者向けの指定デイサービス事業所における障害児の受け入れなどにより、身近なところでサービスを受けることができるようにする。

全国化済

# 地域再生制度の仕組み



# 地域再生制度による支援策の活用



地域再生制度を活用すると府省横断的に様々な支援措置を活用できる。



〇〇をやりたいの  
だが適当な支援  
策はないか？



地方公共団体・個人・NPO・民間企業 等

## 主な支援措置メニュー

○地域再生計画と連動する施策  
(平成22年度 41施策)

### ■地域再生法に基づく施策

- ①地域再生基盤強化交付金
  - ・道整備交付金
  - ・汚水処理施設整備交付金
  - ・港整備交付金
- ②地域再生利子補給金
- ③補助対象施設の転用手続きの一元化・迅速化の特例

- ・地域雇用創造推進事業  
(新パッケージ事業) —厚生労働省—
- ・科学技術振興調整費  
「地域再生人材創出拠点の  
形成」プログラム —文部科学省—

等

○その他 地域活性化・地域再生に資する施策



# 地域再生の事例

## 海士デパートメントストアープラン～「選ばれし島」まるごと届けます～

(島根県海士町)

地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)【厚生労働省】



雇用対策関連

時間と距離という離島物流のハンディを解消するため、CAS(キャス・細胞を壊さない冷凍新技術)を活用した農水産物保存加工の新産業を興すことで、雇用を確保、定住者増加による島の再生を図り、次世代への持続可能な発展を目指す。

## 豊後高田「昭和の町」づくり計画～「昭和の町」を核とした商業と観光の一体的振興を目指して～

(大分県豊後高田市)

地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)【厚生労働省】



雇用対策関連

観光サービスを企画・提供する人材の育成により、中心市街地の街並みの“古さ”を逆手にとった「昭和30年代」をコンセプトとする「昭和の町」づくりに取り組む。

## 潤い、文楽、そよ風でつづるまちづくり計画

(熊本県、山都町)

道整備交付金、補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化 など



まちづくり関連

少子化の中、小中学校の統合を進めるとともに、廃校校舎をコミュニティ施設等に活用し、これらを有機的につなぐネットワークを効率的に整備する。

## 文化芸術創造都市の形成「としまアートキャンパス」計画

(東京都豊島区)

地域再生に資するNPO等の活動支援【内閣府】



まちづくり関連

廃校校舎を転用し、劇団や文化芸術団体の稽古・作品制作の場とするとともに、アートNPOが地域住民との交流を図るなど、多様な主体の協働により文化芸術を基軸としたコミュニティの再生を図り、文化芸術創造都市を目指す。

## IV. 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)について

# 「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）（抄）

## 第 2 章 新たな成長戦略の基本方針 ー経済・財政・社会保障の一体的建て直しー

### 政策の優先順位の判断基準

#### （ii）「選択と集中」基準

（制度・政策一体基準）

制度改革と一体的に実施することで相乗的な効果が期待される政策・事業を重視する。特に、潜在的な需要を抑えているルールを変更すること（規制・制度の改革、**総合特区の創設**等）は極めて重要である。その際、これと一体的に行うことが必要となる事後チェック体制の強化、安全性の確保のための体制強化、弱い立場の人々への対応、個人情報の保護の強化等に十分配慮する。

## 第 3 章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

### 強みを活かす成長分野

#### （1）グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

##### 【2020 年までの目標】

『50 兆円超の環境関連新規市場』、『140 万人の環境分野の新規雇用』、『日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を 13 億トン以上とすること（日本全体の総排出量に相当）を目標とする』

（地方から経済社会構造を変革するモデル）

公共交通の利用促進等による都市・地域構造の低炭素化、再生可能エネルギーやそれを支えるスマートグリッドの構築、適正な資源リサイクルの徹底、情報通信技術の活用、住宅等のゼロエミッション化など、エコ社会形成の取組を支援する。そのため、規制改革、税制のグリーン化を含めた総合的な政策パッケージを活用しながら、**環境、健康、観光を柱とする集中投資事業**を行い、自立した地方からの持続可能な経済社会構造の変革を実現する第一歩を踏み出す。

### フロンティアの開拓による成長

#### （4）観光立国・地域活性化戦略

～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～

##### 【2020 年までの目標】

『地域資源を最大限活用し地域力を向上』

『大都市圏の空港、港湾、道路等のインフラの戦略的重点投資』



## (地域政策の方向転換)

この10年間、大都市への人口集中が進む一方で、地方の中心市街地はシャッター通りと化し、地域経済の地盤沈下が著しい。このような地方都市の状況は結果として国全体の成長のマイナス要因となってきた。地方都市が空洞化した背景には、これまでの国の地域振興策が、「選択と集中」の視点に欠け、ハコモノ偏重で、地方の個性を伸ばし自立を促してこなかったことに他ならない。一方で、地方にはその土地固有の歴史と文化・芸術がある。例えば、フランスで最も住みやすい街として知られるナント市が、かつての産業・工業都市から歴史遺産の「文化」と「芸術」により都市の再生を果たしたように、これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、**特区制度**等の活用により、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。

## (大都市の再生)

大都市は、これまでは国の成長の牽引役としての役割を果たしてきたが、ソウル、シンガポール、上海、天津等の他のアジア都市は国を挙げて競争力向上のための取組を推進しており、国としての国際的、広域的視点を踏まえた都市戦略がなければ、少子高齢化もあいまって東京でさえ活力が失われ、国の成長の足を引っ張ることになりかねない。このため、成長の足がかりとなる、投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。この整備に当たっては、厳しい財政事情の中で、**特区制度**、PFI、PPP等の積極的な活用により、民間の知恵と資金を積極的に活用する。

## 《21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

### 強みを活かす成長分野

#### 1. グリーン・イノベーションにおける国家戦略プロジェクト

#### 2. 「環境未来都市」構想

未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を生み出し、国内外への普及展開を図る「環境未来都市」を創設する。具体的には、内外に誇れる「緑豊かな、人の温もりの感じられる」まちづくりのもとで、「事業性、他の都市への波及効果」を十分に勘案し、スマートグリッド、再生可能エネルギー、次世代自動車を組み合わせた都市のエネルギーマネジメントシステムの構築、事業再編や関連産業の育成、再生可能エネルギーの総合的な利用拡大等の施策を、環境モデル都市等から厳選された戦略的都市・地域に集中投入する。

このための新法を整備する（環境未来都市整備促進法（仮称））。関係府省は、次世代社会システム、設備補助等関連予算を集中し、規制改革、税制のグリーン化等の制度改革を含め徹底的な支援を行う。また、都市全体を輸出パッケージとして、アジア諸国との政府間提携を進める。

## フロンティアの開拓による成長

### IV. 観光立国・地域活性化における国家戦略プロジェクト

#### 11. 「総合特区制度」の創設と徹底したオープンスカイの推進等

地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす「総合特区制度」を創設する。具体的には、①我が国全体の成長を牽引し、国際レベルでの競争優位性をもちうる大都市等の特定地域を対象とする「国際戦略総合特区（仮称）」を設け、我が国経済の成長エンジンとなる産業や外資系企業等の集積を促進するため、必要な規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に盛り込む。その際、法人税等の措置についても検討を行う。また、②全国で展開する「地域活性化総合特区（仮称）」では、地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等、「新しい公共」との連携を含めた政策パッケージを講じる。

これら総合特区制度の創設により、拠点形成による国際競争力等の向上、地域資源を最大限活用した地域力の向上が期待される。また、アジア・世界からのヒト・モノ・カネの流れ倍増を目指し、羽田の「24 時間国際拠点空港化」、首都圏空港を含めた徹底したオープンスカイを進めるとともに、港湾の「選択と集中」を進め、民間の知恵と資金を活用した港湾経営の実現等を図る。

#### 13. 中古住宅・リフォーム市場の倍増等

内需の要である住宅投資の活性化を促す。具体的には、これまでの新築重視の住宅政策からストック重視の住宅政策への転換を促進するため、建物検査・保証、住宅履歴情報の普及促進等の市場環境整備・規制改革、老朽化マンションの再生等を盛り込んだ中古・リフォーム市場整備のためのトータルプランを策定する。

また、省エネ・耐震・バリアフリー、長期優良住宅等の質の高い新築住宅の普及促進を図るため、住宅エコポイント等に加え、住宅等のネット・ゼロ・エネルギー化に向けた新たな省エネ基準を策定する。さらに、建築基準法の見直しやリバーズモーゲージの活用促進を図る。これにより、新たな成長産業としての住宅市場の活性化を図るとともに、「二地域居住」など生活の質の向上を実感する新たなライフスタイルの変革を促す。

これにより、中古住宅流通市場・リフォーム市場を 20 兆円まで倍増を図るとともに、ネット・ゼロ・エネルギー住宅を標準的な新築住宅とすることを目指す。

# 総合特区制度について

地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かし、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施する「総合特区制度」を創設する。

## 制度のポイント

○地域戦略として、各事業の実施責任主体と推進体制の明確化と、国の支援のみに依存しない創意工夫が大前提

○地域特性等に応じた2つのパターンの総合特区を想定

### ①国際戦略総合特区(仮称)

- ・我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域
- ・行政(国・自治体等)の政策措置、民間の経営資源等を特定地域に集約し、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大
- ・我が国経済の成長エンジンとなる産業、外資系企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成

### ②地域活性化総合特区(仮称)

- ・全国で展開
- ・地域の知恵と工夫を最大限活かし、地域の自給力と創富力を高めることにより、地域資源を最大限活用した 地域力の向上を図る

○行政(国・自治体等)のみならず、民間(企業・NPO等)も参画する実施主体により総合的に推進するとともに、「新しい公共」との連携強化を図る

## 制度の骨子

○基本方針の策定・公表

- ・全閣僚で構成する地域活性化本部(仮称)において案を作成の上、閣議決定

○計画の作成

- ・地域の戦略、取組や事業の内容及び実施主体、必要な規制の特例措置等を記載

○計画の認定

- ・国際戦略総合特区(仮称):当該地域でなければならない必然性、取組の熟度、わが国全体への貢献度合い等に基づき、地域を限定して認定
- ・地域活性化総合特区(仮称):取組の熟度、持続可能で自立した地域の発展への寄与度等に基づき、認定

○総合特区に関する計画の認定申請に併せて、地域の戦略の実現に必要な規制の特例措置等の提案を行うことができるよう措置

○本部に推進・協議の場を設定し、政治的リーダーシップの下で迅速かつ実質的な調整等を実施し、当該検討結果を反映した所要の措置(規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置の創設等)を講ずる

## 「総合特区制度」の創設に関する予算・税制

「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、21の国家戦略プロジェクトとして位置づけられた「総合特区制度」の創設に必要な予算・税制改正を要求する。

### (1) 平成23年度予算概算要求(823億円)

自立的な取組に基づく地域の活性化、社会経済的課題の解決及びわが国全体の成長戦略の観点から「総合特区制度」を創設し、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を一体として実施。

- ・総合特区推進調整費
- ・総合特区支援利子補給金

### (2) 平成23年度税制改正要望

#### (i) 国際戦略総合特区における税制上の特例措置(新規)

- ・投資税額控除・特別償却制度の創設
- ・事業の課税所得控除制度の創設
- ・研究開発に係る特例措置の創設

#### (ii) 国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区における税制上の特例措置(新規)

- ・地域戦略推進を担う事業者に対する出資についての所得控除制度創設
- ・公益的な事業の用に供する不動産登記に係る登録免許税の減免

# 健康づくりを中核に据えた地域活性化について

急速な高齢化の進行による社会・経済活力の低下を回避し、高齢者の生活の質を上げるとともに、将来の医療費・介護費の低減を図るため、

- ・地方自治体や民間も含む社会全体が健康に投資する環境の整備
  - ・国民の健康寿命期間の長期化
  - ・ソーシャルビジネスを含む健康産業の育成・振興
- が必要

○先駆的な自治体では「健康づくり」を中核に据えた地域づくりを実践しており、健康増進効果、医療費削減効果は実証されつつある。

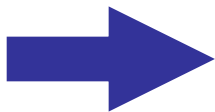
例)新潟県見附市では、4年間の運動継続により1人あたり10万円の医療費抑制効果が発現

○一方で、地域の取組を通じ、以下の様な課題が明らかになっているところ。

- 課題例:
- 一部の住民にとどまっており、社会全体に広がっていない
  - 健康増進による医療費削減のエビデンスを示す統計データが不足
  - 将来の医療費、介護費削減につながる健康増進について、取組みへのインセンティブが不足
  - 特に地方部において、民間も持続可能なビジネスモデルが未確立
  - 健康行政と、まちづくり、産業行政、生涯学習・スポーツ行政等とが連携した総合行政としての展開が行われていない
- 等

## 各省庁の関連施策が連携したパッケージとして解決を図る必要

- 病院、薬局、公民館、空き店舗等を活用した住民の健康づくりの拠点整備、ネットワークの形成及び必要な人材の育成
  - 取り組みの中核を担う市町村が住民の健康情報を把握・分析できるような体制整備及びエビデンスの適切な集約・分析
  - ICT等を活用し、コストを抑えながら健康づくりの成果を「見える化」し、住民の参加意欲を向上
  - 市町村、民間企業、NPO、住民団体等の取組みが持続可能となる資金循環、財源確保の仕組みの整備
  - ポイント制度などによる住民の健康投資のインセンティブの強化
  - 健康行政とまちづくり、産業行政、生涯学習・スポーツ行政等の各省施策の計画レベルからの連携により、総合行政として展開
- 等



- 解決の方向性:
- 関係省庁による連携・調整の場を設置し、各省庁施策による総合的な支援
  - 意欲のある自治体に対し、総合特区としての対応
- 等

## ①医療費削減効果 ②健康関連産業の創出による雇用創出効果 が見込まれる

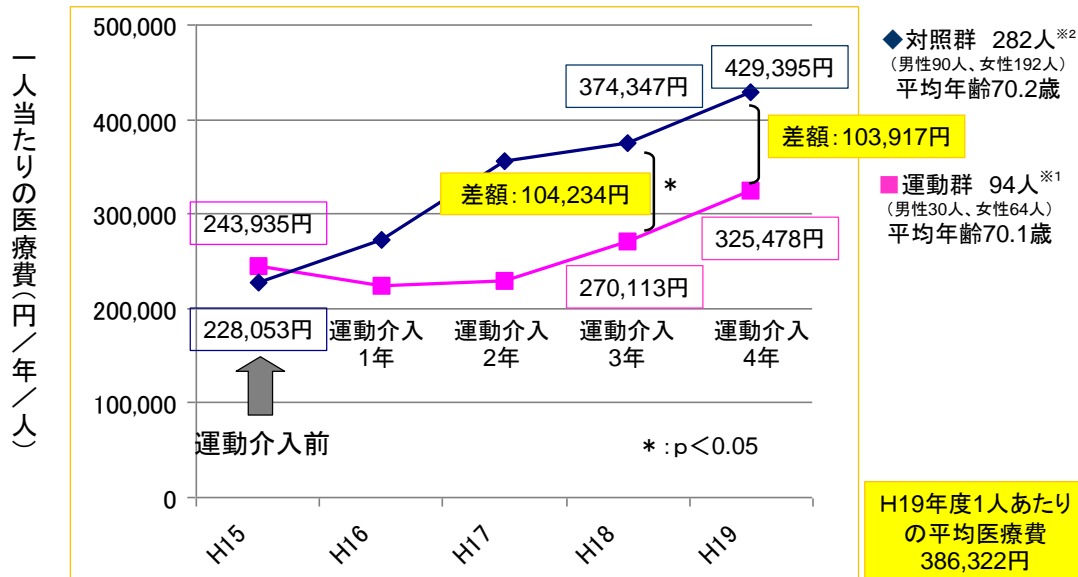
医療費削減効果に関する試算) 健康増進のための運動習慣が全体の5割に普及した場合、  
年間医療費を約**1兆円抑制**(普及率2割の段階でも約0.3兆円抑制)<sup>※1</sup>

健康関連産業創出に関する試算) 5割の世帯が自動車関連支出の1割程度(平均年間2万円)を「健康づくり」に支出した場合、  
概ね**1兆円相当の市場創出、約5万人の雇用創出**<sup>※2</sup>

※1 見附市における運動継続者一人あたりの医療費の推移(見附市・筑波大学久野研究室資料:H20)及びH19年度国民医療費データ(70歳以上)に基づく試算。入院に係る診察医療費を除外しており、これを含めるとそれぞれ1.6兆円、0.7兆円。  
※2 フィットネス等に加え、運動用品、ヘルスツーリズム等も含む健康関連サービス産業への生産波及効果(嘉悦大学和泉研究室資料:H21)に基づく試算。自動車関連支出は家計調査(H21平均速報結果)による。

# 健康づくりを中核に据えた地域活性化<参考資料>

## 見附市における運動継続者一人あたりの医療費の推移

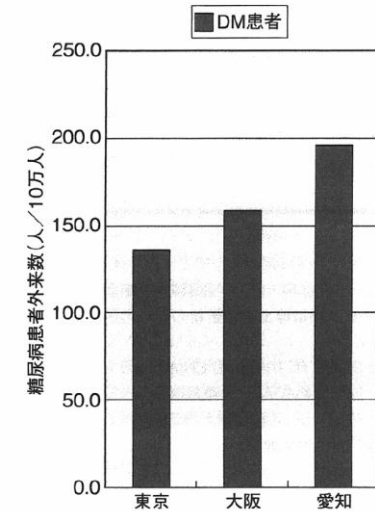
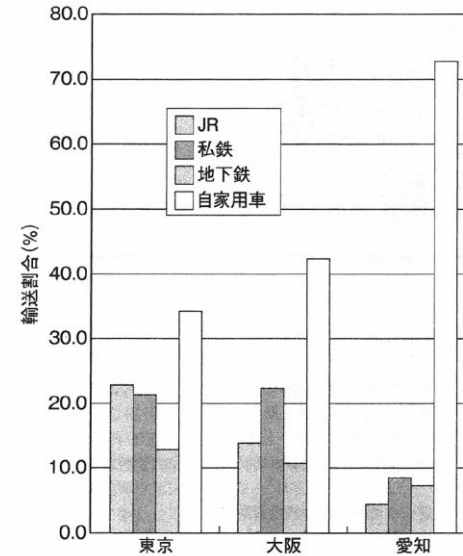


(見附市資料・筑波大学久野研究室、H20)

※1 継続者139人中5か年継続で国民健康保険の被保険者であった者  
 ※2 運動群と比較のために性・生年および平成15年度の総医療費を合わせ、国民健康保険5か年継続加入者から3倍の人数を抽出

H19年度1人あたりの平均医療費 386,322円

## 東京・大阪・愛知地区における自家用車輸送割合と糖尿病患者数

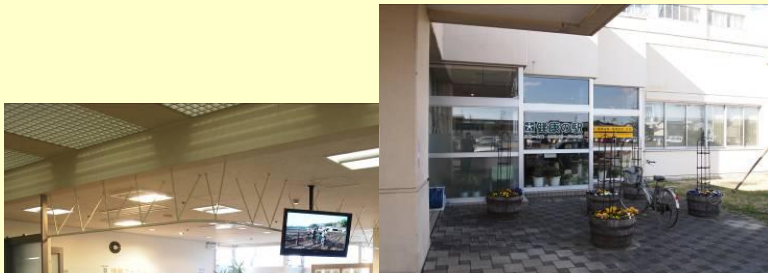


(為本浩至: 肥満と糖尿病, 8: 923, 2009より引用)



# 健康づくりを中核に据えた地域活性化の事例<新潟県見附市>

## 市立病院における健康相談窓口 (年間延べ5000人が利用)



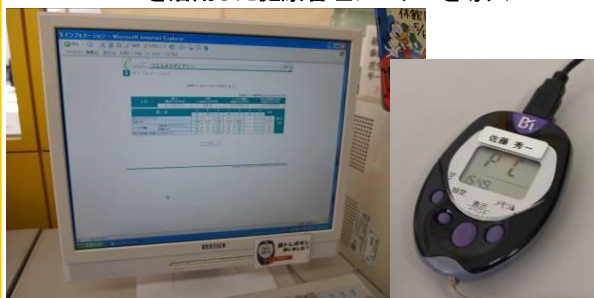
運動器具・血圧計・体組成計を整備



## 空き店舗を活用した運動・交流拠点 (年間延べ50万人が利用)



ICTを活用した健康管理システムを導入



## 歩きたくなる まちづくり (ウォーキングロード)



イングリッシュガーデンの整備



## 公民館を活用した 地域における拠点整備 (市内10箇所の公民館を活用)



商店街ウォーキングコースの整備



# 地方ブロック別・地域(都道府県・市町村等)への総合コンサルティング

## 地域ブロック別担当表(ブロック別担当参事官等)

班	ブロック名	都道府県								ブロック担当 (地域活性化統合事務局職員)
1班	北海道	北海道								田原参事官 佐藤(景)、萩原
2班	東北圏	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	新潟		山田参事官 小浪、大野
3班	首都圏	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	山梨	青木参事官 長谷川、伊東
4班	北陸圏 中部圏	富山	石川	福井	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	高橋参事官 北島、大谷
5班	近畿圏	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山			大滝参事官 田原、金田
6班	中国圏	鳥取	島根	岡山	広島	山口				上田参事官 掛川、山本
7班	四国圏	徳島	香川	愛媛	高知					浦田参事官 高橋(宏)、鈴木(邦)
8班	九州圏 沖縄県	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	高村参事官 飯塚、西口

## 地域活性化統合事務局所在地



ホームページ(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/>)で公表

# メールマガジン「地域活性化ニュース」の発刊

## VOL.1抜粋(5. 11発行)

■ □ メールマガ「地域活性化ニュース」 VOL.1 □ ■ 2010.5.11(火)発行

このメールマガジンは、地域活性化に関する情報を発信するため、これまでの「SAISEIニュース」をリニューアルし、内閣府地域活性化推進室(内閣官房地域活性化統合事務局)から、原則として、月1回の情報の配信を行うものです。

### ★☆☆次★

- ◎ 「地域活性化ニュース」の創刊によせて(内閣府副大臣 大塚耕平)
- ◎ 事務局からのお知らせ
- ◎ 地域活性化に向けた事務局の取組等の紹介
- ◎ 「よろず相談」の受付について(ご案内)
- ◎ イベント情報

「地域活性化ニュース」の創刊によせて

内閣府副大臣 大塚耕平

平素より国の地域活性化への取組みに格別のご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

内閣官房地域活性化統合事務局は、平成19年10月に都市再生、構造改革特区、地域再生、中心市街地活性化の4業務の担当部署を統合して発足し、これらに係る諸施策等を通じて地域活性化の推進に取り組んでおります。

このたび、さらに地域の皆様の意見や声に耳を傾け、地域からのご相談やお問い合わせに迅速・的確に応じることができるように組織体制を見直しました。地域からのご相談やお問い合わせを一元的にお受けし、省庁横断的・施策横断的に課題解決に向けた支援・協力をさせて頂くことを目指しています。

具体的には、従来の地域ブロック別担当参事官チームに地方公共団体ごとの担当職員を置き、当該職員がご相談やお問い合わせの窓口とさせて頂きます。当事務局が地方公共団体の皆様にとってのワンストップサービス拠点となり、地域が抱えている諸課題解決のための方策と一緒に検討させて頂きます。

また、体制見直しに併せ、当事務局の施策や、各地域での活性化の取組み事例のご紹介などを内容としたメールマガジン、「地域活性化ニュース」をスタートさせて頂きます。市区町村長の皆様を含む地方公共団体の職員の皆様への情報発信をより一層充実し、地方公共団体における地域活性化や市区町村行政のお役に立つことを期待しています。

「こんな事例を紹介してほしい」「こういう場合はどうすればよいのか」といったお問い合わせやメールマガの内容に関するリクエストもお寄せください。可能な限りお応えをして、地域の皆様にとって有用なメールマガを目指して参ります。

地方公共団体の皆様と国が協力し、地域社会と地域経済の活性化に取り組みたいと思っております。ともに頑張りましょう。

◎事務局からのお知らせ

○ 内閣官房地域活性化統合事務局では、地域活性化に関する情報を配信するため、5月11日に、メールマガジン「地域活性化ニュース」の配信を開始しました。

○ 今後、月1回の配信を予定しており、配信を希望される場合は、次のURLから、どなたでもアドレスの登録が行えます。

(アドレスの登録はこちらから)

<https://form.cao.go.jp/chiiki/opinion-0002.html>

## <自治体への配信状況>

都道府県	登録自治体
北海道ブロック	84
東北圏ブロック	93
首都圏ブロック	163
北陸中部ブロック	122
近畿圏ブロック	95
中国圏ブロック	85
四国圏ブロック	56
九州沖縄ブロック	94
合計	792

ご静聴ありがとうございました